

筑西広域市町村圏事務組合監査委員条例

昭和 56 年 8 月 20 日条例第 6 号

改正 平成 3 年 7 月 26 日条例第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 292 条において準用する法第 202 条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(定例監査の期日等)

第 2 条 法第 292 条において準用する法第 199 条第 4 項の規定による監査は、毎年 10 月に行う。ただし、やむを得ない場合は、期日を変更することができる。

2 監査委員は、前項の監査を行うときは、その期日の 7 日前までに監査の対象となる機関に通知するものとする。

(臨時監査等の期日の通知)

第 3 条 監査委員は、法第 292 条において準用する法第 199 条第 2 項、第 5 項及び第 7 項並びに第 235 条の 2 第 2 項の規定による監査を行うときは、やむを得ない場合を除くほか、その期日の 7 日前までに監査の対象となる機関及び関係機関に通知するものとする。

(請求又は要求に基づく監査)

第 4 条 監査委員は、法第 292 条において準用する法第 75 条第 1 項、第 98 条第 2 項、第 199 条第 6 項及び第 7 項並びに第 235 条の 2 第 2 項の規定による監査の請求又は要求があった場合において監査を行うときは、やむを得ない場合を除くほか当該請求又は要求があった日から 60 日以内に監査を行わなければならない。

(現金出納の検査)

第 5 条 法第 292 条において準用する法第 235 条の 2 第 1 項の規定による現金出納の検査は毎月 20 日に行う。ただし、その日が休日若しくは日曜日に当たるとき又は特別の事由があるときはこの限りでない。

(決算書類の審査)

第 6 条 監査委員は、法第 292 条において準用する法第 233 条第 2 項及び第 241 条第 5 項の規定により決算及び証書類並びに基金の運用状況を示す書類が審査に付されたときは、60 日以内に意見書を管理者に提出しなければならない。

(公表)

第 7 条 監査委員の行う公表は、筑西広域市町村圏事務組合公告式条例（昭和 45 年組合条例第 1 号）の例によるものとする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるものを除くほか、監査委員に関し必要な事項は、監査委員が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3 年 7 月 26 日条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の筑西広域市町村圏事務組合監査委員条例規定は、平成 3 年 4 月 2 日から適用する。